平成２３年（フ）第２１０号
埼玉県比企郡滑川町大字月輪182番地５
債務者　廣瀬美恵子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２２５号
埼玉県熊谷市上之1764番地３
債務者　藤崎　美都
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２３２号
埼玉県本庄市小島南１丁目10番17号　Ｈタウン１－Ｂ
債務者　神田早百合
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４４５号
神奈川県小田原市池上89番地　一寸木ハイツＡ－205、破産手続申立時の住所静岡県熱海市上多賀1046番地の69
債務者　柏木　泰子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５２８７号
大阪市港区田中２丁目６番９号第２ミナトレジデンス401号
債務者　北方　康博
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５０４号
大阪市都島区東野田町４丁目16番９号
債務者　田中　憲良
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５６２号
大阪市都島区毛馬町２丁目３番９―404号
債務者　柴田　裕治
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６５８号
大阪府四條畷市清滝新町８番506号
債務者　保田加代子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６７１号
大阪市天王寺区生玉前町５番28号　アンビション三和805号
債務者　上別府勇吉
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７０６号
大阪府豊中市服部元町２丁目11番18号
債務者　西岡　昌幸
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７４３号
大阪市東成区東中本２丁目７番３号　第二グリーンハイツ306号
債務者　松嶋　貞子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７５７号
大阪市城東区今福南４丁目８番３―104号
債務者　山本　昭憲
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７５９号
大阪府吹田市山田東２丁目23番12号
債務者　上水口文代
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７６２号
大阪市西区南堀江１丁目23番11号　802
債務者　井内公美子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０８６号
堺市西区津久野町２丁33番15―101号
債務者　今田久美子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１９０号
堺市北区東浅香山町２丁180番地２
債務者　国年馨子こと　國年　馨子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３１５号
大阪府高石市西取石３丁目３番１―201号
債務者　冨永工業こと　冨永　信之
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３８２号
堺市東区西野187番地
債務者　ＴＡＫＯ坊こと　藤本ひとみ
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係